

第87回福島県入札制度等監視委員会

意見説明資料

地域建設業の地域貢献度や技術力を
適切に評価する入札制度について

令和4年11月11日（金）
（一社）福島県建設業協会

1 (一社) 福島県建設業協会の紹介

●協会の概要


- ・ 会員企業数：238社（令和4年10月1日現在）
- ・ 会員企業の従業員数：8,707人（令和3年6月1日現在）
- ・ 資格者数（土木施工管理技士）：3,205人（同上）
- ・ 直近1年間の完成工事高：3600億円（同上）

●協会の活動内容

- ・ 新入社員研修、土木初任者研修（前期・後期）等社員研修
- ・ 「ふくしまME」等のインフラ維持管理を担う技術者育成
- ・ ICT推進、企業経営、安全衛生等に役立つ講習会の開催
- ・ 担い手確保のための現場見学会、学生との懇談会開催
- ・ 技術力向上、経営力強化のための各種研究活動 など

●協会会員の社会貢献活動

- ・ 「道の日」などにおける道路清掃・美化活動
- ・ 県との協定に基づく災害応急対策（堤防補修、崩落土砂撤去）
（令和4年には県内全域を対象とした広域支援協定を締結）
- ・ 小中学校等の体験学習への協力
- ・ 高校生の資格取得に対する支援 など



福島県建設業協会は、今後も「地域の守り手」としてのプライドを持ち、技術研鑽に努め、ふくしまの社会資本整備に貢献してまいります。

2 「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」における「地域の守り手」育成の基本理念

公共工事の品質は、地域において災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行われるよう、地域の実情を踏まえ地域における公共工事の品質確保の担い手が育成され、及び確保されるとともに、災害応急対策又は災害復旧に関する工事等が迅速かつ円滑に実施される体制が整備されることにより、将来にわたり確保されなければならない。（第3条第7項）

公共工事の品質確保に当たっては、民間事業者の能力が適切に評価され、並びに公共工事等の入札及び契約に適切に反映されること、民間事業者の積極的な技術提案及び創意工夫が活用されること等により民間事業者の能力が活用されるように配慮されなければならない。（第3条第10項）

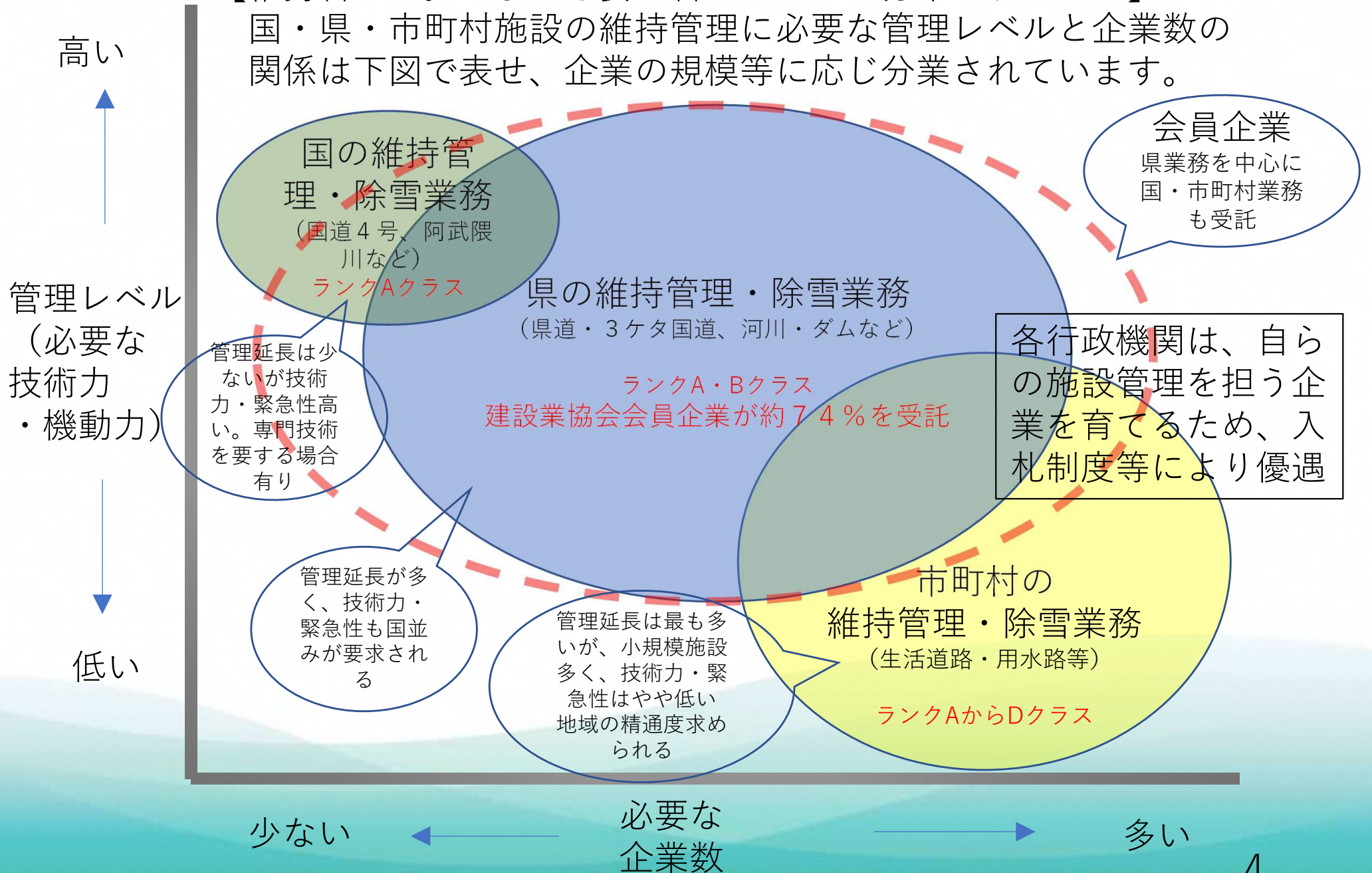


入札制度は、この基本理念に基づき、社会資本の維持管理や災害対応に協力し、技術力の高い優良な建設企業に積極的に受注機会を与えることで、「公共工事の品質確保の担い手」の育成・確保を図るものでなくてはならない。

3 維持管理や災害対応等業務の実情

【維持管理の担い手は必要な管理レベルで分業されている】

国・県・市町村施設の維持管理に必要な管理レベルと企業数の関係は下図で表せ、企業の規模等に応じ分業されています。



【県と市町村の管理等業務の仕事量には大きな違いがある】

| + | 維持管理業務 | | | | 除雪業務 | | | | 計 | | | |
|-----|--------|----------------------|--------------------------|-------------|------|-------------------|--------------------------|-------------|-----|-------------------|--------------------------|-------------|
| | 企業数 | 令和3年度 受託額 (千円) | 企業1社あ たり平均金 額 (千円) | 県委託額 との比 | 企業数 | 令和3年度 受託額 (千円) | 企業1社あ たり平均金 額 (千円) | 県委託額 との比 | 企業数 | 令和3年度 受託額 (千円) | 企業1社あ たり平均金 額 (千円) | 県委託額 との比 |
| 県 | 48 | 1,810,198 | 37,712 | 1.000 | 43 | 1,498,614 | 34,851 | 1.000 | 48 | 3,308,812 | 68,934 | 1.000 |
| 国 | 1 | 770 | 770 | 0.020 | 0 | 0 | 0 | 0.000 | 1 | 770 | 770 | 0.011 |
| 市町村 | 35 | 305,647 | 8,733 | 0.232 | 37 | 589,995 | 15,946 | 0.458 | 47 | 895,642 | 19,056 | 0.276 |
| 合 計 | 49 | 2,116,615 | 43,196 | | 46 | 2,088,609 | 45,405 | | 50 | 4,205,224 | 84,104 | |

県業務は市町村業務の約4倍の業務量

- 上の表は、当協会において、県施設と国または市町村施設両方の維持管理業務を契約している企業の、それぞれの業務の受託額（売上）を比較したものです。
- 県業務の1社平均の受託額は維持管理・除雪合計で 69百万円、市町村（複数市町村受託有）業務の1社平均の受託額は 19百万円で、**県業務の受託額は市町村受託額の4倍**となっており、**県業務は市町村業務に比べ業務量が非常に多いことがわかります。**
- 市町村業務の実績しかない企業は、会員企業より規模が小さく、受託金額もさらに小さい額であり、**県施設の管理等の実績と市町村施設の管理等の実績を同等に評価することは公平性に欠けることがわかります。**

【会員企業は、災害対応や除雪はお互いに協力し対応している】

- 建設業協会の各支部は、建設事務所長と災害応援協定を締結しており、災害の際には所長からの指示と支部長の采配により管内各所で災害対応を実施します。被害が甚大な地域には複数の会員企業で対応します。
- 除雪作業も重要な業務です。市町村道は一般的に大雪の際に、昼間に行われますが、重要度の高い国・県道の除雪は5センチの積雪を観測すれば深夜でも直ちに出勤、早朝の通勤時間帯までに完了させます。
- 除雪機械の運転手の確保や重機の確保等、除雪業務の受託には委託料では賄いきれない様々な手間がかかりますが、会員企業のうち168社が受託し、豪雪の際には会員企業の手回らない路線を別な企業が応援するなど、各社が協力し合い冬道の安全・安心に貢献しています。
- このような協力体制は、普段からお互いに「地域の守り手」としての使命感を持ち、災害等の対応を話し合っている会員企業だからこそ可能なことです。



- 令和元年度の東日本台風においては、氾濫した中通りの河川堤防の災害個所に、会津地方の会員企業が駆けつけ復旧にあたりました。
- この時の経験を踏まえ、当協会は今年5月、「大規模災害における応急対策業務の広域的な支援に関する協定」を福島県と締結、被害の大きい地域に全県から会員企業が駆けつける体制を整備しました。



会員企業による阿武隈川堤防復旧状況（国土交通省提供）

- 建設業協会では、この他にも、「家畜伝染病における防疫対策業務に関する協定」を福島県と締結し、自然災害以外でも県民の安全・安心の確保に貢献しています。
- しかし、このような地域貢献は企業経営にも大きな負担を強いるものであるため、会員企業が将来にわたり安定した経営が継続できる環境が必要であり、地域貢献の努力に見合った適切なインセンティブの付与等により、公共工事の安定した受注が見込める必要があります。
- このことは、前述の「品確法」が定める発注者の責務でもあります。 7

4 令和2年度の入札制度の変更

令和2年4月から、入札制度が大幅に変更されました。

①「地域の守り手育成方式」（指名競争入札）創設

→目的：総合評価方式では持ち点の関係で受注が難しい「地域の守り手」企業の健全経営の継続や振興を図り、今後も継続的に地域の安全・安心の確保を担えるようにすること

→入札参加資格：国・県・市町村いずれかの指示に基づく災害出動実績
国・県・市町村いずれかとの災害時応援協定締結
国・県・市町村いずれかとの維持管理・除雪業務の契約実績
上記項目に1以上該当すること など

→参加者数：参加資格のある企業から12社以上を選考、9社以上指名を原則

②「総合評価方式」における評価方法の変更

a) 災害時出動実績または災害応援協定締結（最大3点）

b) 除雪・維持管理業務の実績（最大3点）

【令和元年まで】

a),b)とも、県施設に関するもののみ評価対象

【令和2年から】

a),b)とも、国・県・市町村施設に関するものを評価対象

※「地域の守り手育成方式」と同様に加_点対象を拡大

これは本当に県施設の管理を行う企業の育成につながるのでしょうか？

5 「地域の守り手育成型方式」入札結果の分析

- 建設業協会で、同方式による令和2年・3年の一般土木工事の全入札結果219件について分析した結果を以下に示します。

【一般土木】

| 県施設の管理業務の実績、県 の要請による災害出動、 県との災害協定締結の有無 | 名簿等級 | 受注件数 | 当初契約額(円) | 全体の受注件数に占 める構成比 | 全体の当初契約額に 占める構成比 |
|--|-------|------|---------------|--------------------|---------------------|
| 県施設の管理業務等の実績 あり | A | 146 | 2,582,347,724 | 66.7 | 69.6 |
| | B | 17 | 255,849,990 | 7.8 | 6.9 |
| | CまたはD | 2 | 26,620,000 | 0.9 | 0.7 |
| | 合計 | 165 | 2,864,817,714 | 75.3 | 77.2 |
| 県施設の管理業務等の実績 なし (国・市町村の実績のみ) | A | 27 | 442,090,220 | 12.3 | 11.9 |
| | B | 16 | 232,986,600 | 7.3 | 6.3 |
| | CまたはD | 11 | 168,830,750 | 5.0 | 4.6 |
| | 合計 | 54 | 843,907,570 | 24.7 | 22.8 |
| 合計 | | 219 | 3,708,725,284 | 100.0 | 100.0 |

- この表により、県施設の管理業務の実績のある企業が全件数の3/4、国や市町村の実績のみで、県の実績がない企業が1/4を占めていることがわかります。
- また、県の実績のある企業は技術力や完成工事高の高い名簿等級Aランクの企業がほとんどを占めますが、県の実績がない企業は半数が技術力等の低いB,C,Dランクの企業となっています。
- 8月に災害が発生した喜多方支部管内に着目し、状況を分析します。

- 喜多方支部管内では「地域の守り手育成型」により、令和2～3年度に計24件が発注され、県施設の管理業務等の実績のない企業が半数近く落札しました。
 県施設の管理業務等の**実績がある企業**・・・13件（54.2%）
 県施設の管理業務等の**実績がない企業**・・・11件（46.5%）
- 下表は、①「**県施設の管理実績がある**」落札企業のうち、当協会の会員企業と、②「**県施設の管理実績がない**」落札企業の完工高等を比較した表です。**両者には、企業の機動力や技術力に大きな差がある**ことがわかります。

| 企業種別 | 完工高 | 技術者数 (土木施工管理技士) | 経営審査評定値 |
|--|-----------------------|--------------------|--------------------|
| ① 会員企業 3社 (県施設の管理業務等実績あり) Aクラス | 1093百万円 (699～1739) | 18.0人 (14～25) | 947点 (872～1069) |
| ② 県施設の管理業務等の実績のない落札企業 6社 A～Cクラス | 248百万円 (70～594) | 6.5人 (3～11) | 722点 (668～767) |

- では、今年8月の災害においてこの①②の企業はそれぞれ、どのような対応を行っていたのでしょうか。
- ①の会社は、喜多方支部と喜多方建設事務所が結んでいる協定に基づく所長からの指示を受け、直ちに被災した道路や堤防の応急対策に出動しました。
- 最も被害の大きかった西会津町では、当町の会員企業2社だけでは対応できず、**隣接する喜多方市の会員企業が土のう積みなどの応援**に駆けつけました。

- 8月3日から、会員企業7社は懸命な対応を続け、延べ204人が出動、66台の重機を投入し、8月8日には被災42か所の応急対応を完了しました。
迅速な対応の要因には、会員同士の応援体制の構築や、管内における災害を幾度となく経験し、現場や対応方法を知り尽くした技術者の存在がありました。
- 一方、②グループの企業は市町村施設の対応に従事しており、県は応急対応を依頼しませんでした。たとえ依頼していたとしても、技術者の数も限られ、県施設の管理経験がない企業の対応は困難であったと思われます。



- 現在の「地域の守り手育成方式」により、②グループの企業の落札が増え、県施設の管理ノウハウと機動力を有した①グループが落札できず弱体化し、廃業してしまった場合、②グループの企業が代わりに務められるでしょうか。
- 災害の際、建設事務所の職員は電話での指示や報道対応に追われ、現場で直接対応を指示することは難しく、ほとんどの現場は会員企業の判断で応急対策を行っています。経験のない②の企業が事務所の指示なくして適切に対応することは難しく、結果的に対応が遅れ、県民生活に悪影響を及ぼすことになります。
- 県施設の管理を担っている「地域の守り手」企業の廃業は県の大きな損失です。代替りの企業は簡単には育たないのです。

入札制度の変更を受け、会員企業からは以下のような声が聞かれます。

- 「災害対応や除雪を頑張ってきた自分らの苦労が評価されていないと感じる」
- 「業務量の違う、県と市町村施設の管理実績を同様に評価するのはおかしい」
- 「このまま工事が取れない状況が続けば、廃業せざるを得なくなる」
- 「苦労の割に評価されない除雪業務から撤退しようと考えている」



- 「地域の守り手育成方式」は、長い時間をかけ、県施設の災害対応や維持管理の技術を培ってきた企業の将来にわたる安定した経営を支え、モチベーションを与える制度であるべきです。
- 競争性確保のために、県施設の管理経験がなく、災害時の対応を依頼することが困難な企業を参加させ、価格競争で落札することが続けば、元々の「守り手」企業が弱体化し、担当していた県施設の管理を担えなくなります。
- その企業の担当地区は他の会員企業などでカバーせざるを得ず、災害対応や除雪のスピードが遅くなり、県民生活に悪影響を及ぼすこととなります。管理者である建設事務所も大変です。県工事や施設管理に慣れていない企業を育てようとする場合には、県からの時間をかけた指導が必要となります。
- 現在の入札制度は、制度の目的に反した結果をもたらし、将来の県施設の管理に支障を及ぼす危険性があります。県施設の管理業務の経験や技術力を正しく評価する制度へと改善を図る必要があると考えます。

6 総合評価方式入札結果の分析

| 県の管理等業務の実績 | R1 | | R3 | | 全体の受注件数に占める比率 | |
|--------------|------|---------------|------|---------------|---------------|------|
| | 受注件数 | 当初契約額 (千円) | 受注件数 | 当初契約額 (千円) | R1 | R3 |
| 県の管理等業務の実績あり | 600 | 64,426,197 | 672 | 63,822,823 | 92.0 | 85.4 |
| 県の管理等業務の実績なし | 52 | 1,537,975 | 115 | 5,545,695 | 8.0 | 14.6 |
| 合計 | 652 | 65,964 | 787 | 69,369 | 100 | 100 |

入札制度改正前後で倍増

- この表は、入札方式が変更される前の令和元年度と、変更後の令和3年度の土木部発注の総合評価方式により一般土木工事の入札結果の比較です。
- 見直しの前後で、県の管理等業務の実績のない企業が落札している比率が、令和元年度の52件から115件と、倍増していることが分かります。



- これは、県と市町村の管理業務の実績を同等に評価したことが主な原因と考えられ、入札制度の変更により、県の管理業務を受注している企業が工事を落札しにくくなっていることが分かります。
- 「地域の守り手育成方式」と同様、県の管理業務等の実績を重視した評価方法により、地域貢献度が適正に評価される入札制度が求められます。

7 建設業協会からの提案・要望

- 以上の分析結果等を踏まえ、福島県建設業協会は、県施設の管理業務や災害対応を担う企業の地域貢献度や技術力に対する適切な評価を行うことで「地域の守り手」の育成を図り、将来にわたりインフラの適切な維持管理や災害対応を確保することを目的に、以下のとおり要望します。

【地域の守り手育成型方式について】

- 一、現在の試行要領においては、国・県・市町村いずれかの施設の除雪作業、災害対応、維持補修業務などの管理業務の実績が資格要件となっているが、市町村施設に比べ質・量とも業務の負担が大きく、高い技術力や機動力を必要とする県施設の管理業務を担っている企業が存続できるよう、**県施設に係る管理業務の実績に限定**していただきたい。
- 二、現在の試行要領では、設計金額にかかわらず全ての格付け等級の企業が選定可能となっているが、品質確保の観点から条件付一般競争入札と同様に**金額に応じ参加可能な格付け等級を定めるなど、技術的適性を踏まえ適切な企業が選定されるよう、選定方法を見直して**いただきたい。
また、工事場所により近く、周辺地域を熟知している企業を選定することが制度の趣旨に合っており、**地域を広げず土木事務所管内を基本に選定**していただきたい。
選定企業数については、県施設の管理業務の実績のある企業数などの**地域性を踏まえ、12社に拘ることなく選定**していただきたい。

【総合評価方式について】

- 一、災害時の出動実績または災害応援協定締結、並びに除雪作業、維持補修業務などの管理業務の実績の評価については、市町村施設に比べ質・量とも業務の負担が大きく、高い技術力や機動力を必要とする県施設の災害対応や管理業務を担っている企業の地域貢献度を適正に評価し、それらの企業の存続が図れるよう、**県のみの実績**を評価していただきたい。
また、現在**選択項目**となっている、「災害時出動実績または災害応援協定締結」及び「除雪・維持補修業務の実績」については**必須項目**とし、これらの項目の評価ウェイトを高くするとともに、除雪と維持補修を別々に評価するなど企業の地域貢献度をきめ細かく評価していただきたい。
- 二、福島県と「大規模災害における応急対策業務の広域的な支援に関する協定」を締結し、平常時から**大規模災害時の県内全域にわたる広域支援**に備えている企業については**一般的な災害応援協定締結とは別に評価、もしくは加点の上乗せ**を行っていただきたい。
- 三、福島県と「家畜伝染病における防疫対策業務に関する協定」を締結し、平常時から**家畜伝染病の防疫対策**に備えている企業については**一般的な災害応援協定締結とは別に評価、もしくは加点の上乗せ**を行っていただきたい。

8 おわりに

私ども（一社）福島県建設業協会は、これまでも、県民の皆様の生命と財産を守るため、地域インフラの維持管理や災害対応に全力で取り組んでまいりました。

福島県様におかれましては、今後とも会員企業が、「地域の守り手」としての誇りを持ち、安心して地域のために働いていけるよう、ご支援くださいますようお願いいたします。



ご清聴ありがとうございました。